

平成31年 総会報告

(2019年)

2019年5月25日(土) 於 佃区民館 和室

出席者 18名

1. 開会のあいさつ(理事長 栗谷弘海)

総会ご参加いただきありがとうございます。

近頃の私の心配は「自らの認知症」です。それなりの年 になったということでしょう。

障がい者を取り巻く環境は徐々によくなっていますが、それでも、まだまだ不足ばかり、不自由ばかりです。当たり前前の生活をするために不断的努力をしなければなりません、一般のみなさんに当たり前前の権利を思ってもらえるために。たとえば、4地域生活のなかで障がい者がいること当たり前と思ってもらえるために、どんどん外に出ていく、自分を知ってもらうことを障害をもつ誰もがしていければと思います。懸命にいきる姿を目の当たりにしたら理解も深まると思います。地道にすすめていく、今は啓発活動に力を入れたいとの思いで外にでています。私もがんばりますので、皆さんも障がい者の認知のためにご協力ください。

古野晋一郎さんを議長に選任し活動報告栗谷弘海、会計報告松尾弘、会計監査小野清美各氏にお願いし、議事を進めた。

2. 2018年(平成30年)度活動報告

1. 会員数

2018年3月31日現在 会費納入者 75名

申し出のあった2名について会費免除。

会費未納入者に催促の連絡はしていない。

カンパご協力をお願いをし、会費納入時に27名の方からご協力いただいた。

2. 会 報

会報5回発行、発行部数 各約120部

No.83(30.4.20発行) No.84(30.6.2発行) No.85(30.9.8発行)

No.86(30.11.10発行) No.87(31.2.2発行)

会費納入者を中心に120部を発行した。印刷は150部

3. 主な活動(月例会等を含む。運営委員の話し合いは学習会同日に行いました。)

4月13日	月例会・学習会
4月20日	会報発行作業
4月20日	和真君訴訟専門家証人尋問(非公開)
5月26日	総会(於福祉財団ビル)
6月2日	会報発行作業
6月2日	奎さんと語る会(送別会を兼ねて)奎さんのご自宅
6月8日	理事会・月例会・学習会
7月13日	月例会・学習会
8月4日	暑気払いを兼ねた花火鑑賞会(於高島平)
9月8日	会報発行作業
9月14日	月例会・学習会
10月12日	月例会・学習会
11月9日	理事会・月例会・学習会
11月10日	会報発行作業

1 2月7日 和真君訴訟弁論期日(結審)・報告会
1 2月15日 クリスマス会(於大塚の華料理店)
2019年
1月11日 学習会・月例会
2月2日 会報発行作業
2月16日 公開学習会(於築地社会教育会館9
「私にとってホットなことがら」
3月8日 月例会・学習会
3月22日 和真君訴訟判決言渡期日

4. 人権相談窓口

特に外部からの相談は受けていない。

学習会・月例会で会員の方の困りごとについて参加者で考えた。

5. プロジェクト

平成27年度から判例学習プロジェクトが始動し、毎月の月例会時の学習会で行ってきた。生活に照らして事例を読み進めたが「障害差別よさようなら」を一通り学習し終えたので、今後は会員の悩み事や出来事に耳をかたむけようということになった。

障がい者年金における差別について学習し、訴えていけないか。

6. 広報委員会

特に委員会としての活動はないが、例年通りホームページの内容を随時更新するようにしたが、今できていないので、今後ホームページを充実させる。メルマガリストを活用したい。

7. 裁判支援

3. 会計報告

4. 役員の紹介(改選は令和2年の総会時です)

平成30年5月～平成32年総会終了時までの役員(任期2年)

5. ネットワークの現状について

事務所所在地

引き続き中央通り法律事務所に事務局をおかせていただくことになった
専用電話をお借りしている。

月例会及び会報作りなどにつかわせていただく。使用料として月額5000円の使用料を支払う。他電話代として月1000円

必要経費として年間6万円がプラスになった。コピーは1枚5円。

通信費

やまとメール便がこれまで1通82円でしたが、値上げし140円になったので、なるべく定型サイズで送付できるようにする。

HP

プロバイダー契約に1万円程度かかる。昨年度はHPの充実まで時間をかけることができなかった。

和真君で弁訴訟

画期的な判決を得た。勝訴判決を広めるためにはどうしたらよいか。

会報発行はこれまでより回数を多くした。カンパを求め、それにこたえてくださった会員の方になるべく情報を発信したい。

6. 2019年度活動計画

NPO法人障害児・者人権ネットワークは、障害児・者の人権の確立を今後ともめざす会である。

(活動)

学習会を行う。

会員相互の交流と親睦を図る。

楽しい催し物を企画する。

外部に向けた学習会や講演会の企画をする。

障害児・者の人権相談窓口の継続。

障害児・者の人権確立のための支援（裁判等）

機関誌発行（年3回程度）その他、随時情報を発信する。

個人会員の加入の促進を図る。ネットワークの紹介を心がける。

固定費が嵩むことから、年会費支払いを少し強く求める。

障害を持つ人の就職後のケアについて検討し、実践に役立つ情報を提供する。

「広報活動」について

ホームページの充実を更に図る。

会報の内容については担当編集長に一任する（内容について会員の希望を最大限に取り入れる）。

メーリングリストを活用する。

他の団体主催の学習会にも顔をだし、視野と人脈を広げる。

特に若い人の参加を得られるような取り組みをする。

＜月例会の開催日について希望があれば伺う＞

3月以降、月例会開催曜日を金曜日から水曜日に行っているが、会員の皆様からご意見を伺いたい。

＜裁判支援＞

今後も会員を中心とした障がい者関連事件の裁判支援を行う。

＜学習会について＞

毎月の月例会後の学習会は本の読み合わせをするような勉強から参加者の悩みを積極的に聞き、解決方法を探るような形にする。

ただし、法律の改正、ホットな話題については、積極的に取り組む。

＜和真君訴訟を支援する会の今後について＞

松澤さんより、ご協力いただいた支援する会は一定の目的を達したため、HPをとじ、支援する会の活動も終了したいとのご提案をいただいた。

次回 月例会等の開催日時(予定)

月例会・学習会

8月、12月を除く毎月第二水曜日

月例会開催日については今後もご意見を伺いながら柔軟な対応に心がける。

6月12日（水）午後6時～8時

7月10日（水）午後6時～8時

暑気払い 8月31日（土）午後1時～4時 中央通り法律事務所
クリスマス会 12月14日（土）場所 中央通り法律事務所

7. 2019年度 会計予算案

収入の部		
科 目	金 額 （円）	備 考
前年度繰越金	456,876	
年会費	180,000	3,000円×60
寄 付	30,000	
参加費	150,000	暑気払い、クリスマス会等
収入合計	816,876	
支出の部		
科 目	金 額 （円）	備 考
印刷費	70,000	トナー・マスター代
通信費	100,000	会報4回
会議費等	100,000	中央通り法律事務所への支払い、学習会等
消耗品費	50,000	コピー用紙、封筒代
懇親会費等	150,000	暑気払い、クリスマス会等
講師料等	100,000	講演会、イベント開催
雑費	46,876	
予備費	200,000	

支出合計	810, 876	
差引額	0	

学習会、コンサート、映画会、講演会など企画する。参加費をいただく形も考える。

上記内容について異議なく了承された。

学習会、音楽会、講演会、旅行などについて、ご意見をお聞かせください。
楽しい企画で参加を呼びかける。

たとえば、 バーベキュー 花火大会 みんなでカレー作りをする
おしゃべりの会 みんなで歌いましょう

8. 閉会のあいさつ

今後ともできる範囲で世の中の動きに積極的に呼応する活動を展開しましょう。
本日はお忙しい中ご参加いただきありがとうございました。

午後3時から和真君訴訟について原告松澤正美さん、敬子さんより報告していただきました。

<学習会> 和真君訴訟：原告の思い

ネットワークの皆様の応援もあって、訴訟は勝訴判決で終結した。弁護団や報道関係者からは重度の障害をもつ和真君の逸失利益について、障害者年金や作業所の工賃を基準とするのではなく、健常者の就業開始年齢から19歳までの賃金の平均額を認めたことは画期的であるとの評価を得た。原告としては世の中の的に満足できる金額の提示があったので、判決を受け入れることで判例としてのこのならば控訴せずに終結でよい。応援してくださった皆様に対しても勝訴判決と言われる今回の判決を原告として受け入れることが誠意を示すことではないかとの思いで控訴はしない結論を出した。

しかし、子供を持つ親の気持ちとしては健常者も障がい者もないわけで、同じ命で、かつ親としての思い、和真本人のこの若さでまだ死にたくはなかった残念な気持ち、計り知れない可能性の評価を言い訳のように19歳までの労働者の平均賃金としたことに納得はしていない。自ら控訴をする気持ちはなかったが、相手方が控訴してくるなら願ってもないとの思いがあった。

私たちは西原理論と言われる人は平等な存在であるから人身損害の算定は個別の被害者の財産を形成する能力を基準とするのではなく、だれの死でも同額にすべきだという説に共感するし、そうあるべきだと思うが、具体的に将来得べかりし収入の減少分を損害とする差額説が現在の主流であり、それを覆すことができない。

しかし、証拠保全がしっかりできていたこと、裁判所に障害者の労働の場を見ていただいたこと、判例や文献に数多くあたったこと、法廷をいっぱいにさせていただいたことなどで勝訴判決となった。決して満足はできないが、勝訴判決を得られたので、応援して下さった皆さんに対して結果が残したかった。

(要約, 文責 小野清美)